

## 令和 7 年国勢調査員募集内容

### 1 調査の概要

国勢調査は、5年に一度行われます。人口と世帯に関する最も基本的な調査で、日本の人口もこの調査によって確定する重要な調査です。

秋田市では、市内を概ね2,500調査区に分けて、そこに居住しているすべての世帯を調査員が訪問して調査します。

### 2 調査の期日 令和7年10月1日(水)午前0時

### 3 調査員の要件

- (1) 20歳以上で、最後まで責任をもって調査活動をしていただけるかた
- (2) 調査内容の秘密を守れるかた
- (3) 「警察」、「選挙」、「暴力団等の反社会勢力」に直接関係がないかた
- (4) 秋田市に在住しているか、市外であっても調査可能な住居にあるかた

### 4 調査員の仕事

- (1) 1人 1～2調査区(1調査区平均50～70世帯)を担当
- (2) 日程

9月上旬	調査員事務打合せ会に出席(約2時間30分)
9月中旬～9月下旬	担当調査区の確認、調査書類の配布
10月上旬	配布した調査票の回収(インターネット・郵送回答以外の世帯)
10月下旬	指定された日時に調査関係書類を市へ提出

### 5 調査員の身分

市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員  
・任命期間(予定) 9月1日(月)～10月31日(金)

### 6 秘密の保護 **【調査で知った世帯のことは、絶対ほかの人に話してはいけません】**

調査の結果知り得た情報を保護することは調査の基本であることから、統計法にも規定されており、調査員を含めた関係者が秘密を漏らした場合は罰則(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)が適用されます。また、任命期間中は国家公務員であることから国家公務員法に規定される守秘義務も適用されます。

### 7 報酬(予定)

- (1) 1調査区(50～70世帯)を受け持った場合で約4万円です。
- (2) 2調査区(100～140世帯)を受け持った場合で約7万5千円です。  
(報酬額は、受け持ち調査区内の世帯数によって変動します。)

### 8 採用決定

- (1) 市の統計調査を初めて行う方は、面接をしたうえで決定します。  
面接の際は、自動車運転免許証又は健康保険証など本人を証明する物を持参ください。
- (2) 市の統計調査を経験している方は、実務経験を踏まえたうえで結果を早期に連絡します。
- (3) (1)及び(2)によるほか、応募者多数の場合など、採用できない場合があります。